

八洲学園高等学校 学則

学校法人 八洲学園

20210401

八洲学園高等学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は単位制・通信制の高等学校として、高等学校教育を受けられなかった青少年に、高等学校への就学の機会を与えることを主たる目的とし、併せて、生涯教育の場として、社会人に一般教養科目と職業に関する専門科目の教育を行うこと、および学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育施設と技能連携を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は八洲学園高等学校と称する。

(位置)

第3条 本校は大阪府堺市西区鳳中町7丁225番地の3に位置する。大阪中央校は、大阪府大阪市中央区玉造一丁目3番15号に位置する。横浜分校は、神奈川県横浜市西区桜木町7-42に位置する。

(区域)

第4条 本校に入学できる生徒は、大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・和歌山県・三重県・滋賀県・東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・静岡県・沖縄県に居住する者とする。

(協力校、技能連携校)

第5条 下記の高等学校を協力校とする。

八洲学園大学国際高等学校（沖縄県）

下記の技能教育施設を技能連携校とする。

やしま学園高等専修学校（大阪府）

美芸学園高等専修学校（奈良県）

大阪美容専門学校（大阪府）

エコーペットビジネス総合学院（兵庫県）

神戸女子洋裁専門学校（兵庫県）

日本高等美容専門学校（兵庫県）

三宮みのり高等部（兵庫県）

町田みのり高等部（東京都）

静岡高等学園（静岡県）

第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第6条 本校の課程・学科・修業年限・定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限
単位制・通信制	普通科	3年

定員		
(本校) 2, 280名	(大阪中央分校) 220名	(横浜分校) 500名

第3章 入学・卒業の時期・学期・休業日・職員組織

(入学・卒業の時期)

第7条 本校は毎月1日ごとに入学を認定し、学期の区分ごとに卒業を認定する。

(学期)

第8条 学期は2期制とし、各学期の始期・終期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 本校の休業日は次のとおりとする。

1 冬期休業日 12月29日から翌年1月7日まで

2 開校記念日 6月1日

3 夏期休業日 8月10日より8月19日まで

(職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

1	校長	1名
2	教頭 (専任)	1名
3	教諭 (専任)	15名以上
4	講師 (兼任)	11名以上
5	講師 (非常勤)	若干名
6	事務員 (専任)	9名以上
7	校務員 (専任)	1名以上
8	校医・薬剤師	3名

第4章 教育課程、添削指導、面接指導、試験

(教育課程)

第11条 教育課程は、別表1に定めるとおりとする。

(添削指導)

第12条 高等学校学習指導要領の通信制課程に関する定めにより、添削指導を行う。
各教科・科目の添削指導回数は、別表2に定めるとおりとする。

(面接指導)

第13条 高等学校学習指導要領の通信制課程に関する定めにより、面接指導を行う。
各教科・科目の面接指導回数は、別表2に定めるとおりとする。面接指導の実施教科・科目及び実施時期は、生徒の履修実態に合致するよう、毎年別に定める。

(試験)

第14条 各学期末に、履修する各教科・科目について試験を行う。

第5章 入学、転入学、編入学、科目履修、技能連携、生徒の区分

(入学)

第15条 本校に入学できる者は次のとおりとする。
中学校卒業者又は同等以上の学力があると認められた者

(入学手続)

第16条 本校に入学しようとする者は、所定の入学願書に必要事項を記載し、中学校の卒業証明書または卒業見込み証明書に入学登録料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

- 2 入学の登録は、入学願書により行う。
- 3 入学を許可したときは、出身中学校長に入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。
- 4 入学を許可された者は、入学許可の日から1週間以内に、校納金を添えて入学手続をとらなければならない。

(転入学)

第17条 他の高等学校より転入学しようとする者は、当該高等学校長の発行する転入学に関する照会状・成績及び単位修得証明書に、入学願書・入学登録料を添えて申し込まなければならない。

- 2 転入学の登録は、前項の書類により行う。
- 3 転入学を許可したときは、当該高等学校長に転入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。

- 4 転入学を許可された者は、転入学許可の日から1週間以内に校納金を添えて転入学手続をとらなければならない。

(編入学)

第18条 前に在学していた高等学校より編入学しようとする者は、当該高等学校長の発行する成績及び単位修得証明書に、入学願書・入学登録料を添えて申し込まなければならない。

- 2 編入学の登録は、前項の書類により行う。
- 3 編入学を許可したときは、当該高等学校長に編入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。
- 4 編入学を許可された者は、編入学許可の日から1週間以内に校納金を添えて編入学手続をとらなければならない。

(科目履修)

第19条 特定の教科・科目だけを履修しようとする者は、所定の科目履修願に、科目履修料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の手続を終えたときは、科目履修を許可する。

(技能連携)

第20条 学校教育法第55条の規定による指定技能教育施設に在学する者が、連携措置に係る科目の単位修得認定を受けようとするときは、技能教育施設の指定等に関する規則第7条の定めにより、予め当該技能教育施設の設置者と協議して連携措置計画書を作成しなければならない。

(生徒の区分)

第21条 他の高等学校の修了期間を通算して、在学期間1年以内の者を1年次生、2年以内の者を2年次生、2年を越える者を3年次生とする。なお、技能連携を伴う者を技能連携生、その他の者を一般生と総称する。

(聴講生)

第22条 科目履修のみを目的とする者を聴講生とする。

第6章 休学・復学、転学、退学

(休学・復学)

第23条 生徒が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、所定の休学願に診断書を添えて願い出なければならない。

- 2 前項の者が復学しようとするときは、所定の復学願により願い出て復学することができる。

(転学)

第24条 他の高等学校へ転学しようとする者は、事務部を通じて校長に申し出なければならない。

- 2 転学を適当と認めたときは、転学照会状に成績証明書・単位修得証明書を添えて、転学希望高等学校長に送付する。
- 3 当該高等学校長より、転学許可の通知を受けたときは、生徒指導要録の写し、健康診断票を送付する。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、所定の退学願に生徒証明書を添え願い出て許可をえなければならない。

第7章 単位修得、見なし修得、特別単位認定委員会、卒業

(単位修得)

第26条 履修教科・科目について、添削指導及び試験の成績が合格基準以上で、所定時間の面接指導を受けているときは、当該教科・科目の単位修得を認定する。

- 2 添削指導又は試験の成績が不合格のときは、再度添削指導又は試験を受けなければならない。
- 3 履修教科・科目により、学期ごとに分割履修を認定することができる。
- 4 添削指導及び試験の合格基準、及び分割修得の基準は別に定める。

(見なし修得)

第27条 下記各号の定めに該当するときは、高等学校学習指導要領の通信制課程に関する特則に基づき、当該履修時間を免除して当該教科・科目の単位修得を認定することができる。

- (1) 高等学校卒業程度認定試験において合格点を得た場合には、それに相当する教科・科目の単位を修得したものと見なすことができる。
- (2) 職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）に従事している場合において、その職業における実務等があらかじめ学校が立てた指導計画に照らしてその各教科・科目の実習として適切なものと認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数の10分の3以内の時間数を免除することができる。
- (3) 学校が、その指導計画に、各教科・科目または特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

(特別単位認定委員会)

第28条 本校において履修した各教科・科目以外の単位の認定については、特別単位認定委員会を設け、審査するものとする。委員会の構成は別に定める。

(卒業)

第29条 下記の各号の要件を満たしたときは卒業を認定し、別表4に定める卒業証書を授与する。

- (1) 別表1に定める本校教育課程により、必履修教科・科目及び総合的な学習の時間の単位を含めて74単位以上を履修し修得していること。
- (2) 職業に関する教科・科目の単位数が24単位以内であること。
- (3) 特別活動に30時間以上参加していること。
- (4) 他の高等学校の在学期間を通算して、高等学校の在学期間が3年以上であること。
- (5) 校納金を完納していること。

第8章 賞 罰

(表彰)

第30条 成績優秀で他の模範とされる生徒については、これを表彰することがある。

(罰則)

第31条 校規・校則に従わない生徒については、校長戒告・停学・退学などの処分を行うことがある。

(退学命令)

第32条 次の各号の1に該当する者には、退学を命じることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 履修状況が常でなく成業の見込みがないと認められる者
- (4) 校規・校則に違反して指導に従わない者
- (5) 相当期間にわたり校納金を納入しない者

第9章 入学登録料、入学金、授業料、その他

(入学登録料、入学金、授業料)

第33条 本校の入学登録料、授業料等は別表3のとおりとする。

ただし、成績優秀者や個別の家庭事情によっては、校長の判断の元、各学費の減免措置を行うこともできる。

(寄宿舎)

第34条 寄宿舎に関する事項は別に定める。

(健康診断)

第35条 生徒が勤務先で健康診断を受けているときは、学校ではこれを省略することができる。その他の生徒については、毎年1回別に定めるところにより健康診断を実施する。

附 則

- 1 本学則は平成 4年4月1日より施行する
- 2 本学則は平成 6年4月1日より施行する
- 3 本学則は平成 9年4月1日より施行する
- 4 本学則は平成12年4月1日より施行する
- 5 本学則は平成14年4月1日より施行する
- 6 本学則は平成15年4月1日より施行する
- 7 本学則は平成17年4月1日より施行する
- 8 本学則は平成17年8月1日より施行する
- 9 本学則は平成19年4月1日より施行する
- 10 本学則は平成21年4月1日より施行する
- 11 本学則は平成22年4月1日より施行する
- 12 本学則は平成22年10月1日より施行する
- 13 本学則は平成23年4月1日より施行する
- 14 本学則は平成23年10月1日より施行する
- 15 本学則は平成24年4月1日より施行する
- 16 本学則は平成25年4月1日より施行する
- 17 本学則は平成25年10月1日より施行する
- 18 本学則は平成27年10月1日より施行する
- 19 本学則は平成28年4月1日より施行する
- 20 本学則は平成30年4月1日より施行する
- 21 本学則は平成31年4月1日より施行する
- 22 本学則は令和2年1月1日より施行する
- 23 本学則は令和3年4月1日より施行する

教育課程

[履修要領]

1. 必履修の各教科・科目を含め、各教科に属する科目及び総合的な学習の時間の単位数の計は、74単位以上とし、それぞれ履修し、修得しなければならない。

ただし、履修できる単位数は、1年次生では66単位以内、2年次生では既修得単位を通算して70単位以内とする。

2. I・IIのある各教科・科目については、Iを履修しなければIIを履修することはできない。
3. 他の高等学校において履修し、修得ずみの各教科・科目をもって、本校での履修・修得に替えることができる。
4. 以上は、学則第26条及び第27条により、本校において履修・修得したものとみなされる各教科・科目を含むものとする。
5. 他の高等学校での在学期間を通算し、履修期間は3年以上とする。

別表 1

< 必履修の教科・科目、単位 >

1. 次の表の各教科・科目は必履修とし、すべての生徒が履修せねばならない。
2. 履修単位数は、次の表の単位数を下ってはならない。

教科	科目	履修単位数	
国語	国語総合	4	
地理歴史	世界史A	2	このうちから1科目
	日本史B	4	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」または「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学I	3	
理科	科学と人間生活	2	
	生物基礎	2	
保健体育	体育	7	
	保健	2	
芸術	書道I	2	
外国語	コミュニケーション英語I	3	
家庭	家庭総合	4	
情報	社会と情報	2	
総合的な学習の時間		6	2018年度入学生までが該当
総合的な探究の時間		6	

3. 他において履修済みの教科・科目のうち、次の表の教科・科目は、本校における必履修教科・科目の履修に替えることができる。

教科	他において履修済みの科目	代替できる科目
地理歴史	世界史B	世界史A
	日本史A	日本史B
	地理A	地理B
理科	物理基礎・化学基礎・地学基礎のいずれか	生物基礎
芸術	音楽I・美術I・工芸Iのいずれか	書道I
家庭	家庭基礎・生活デザインのいずれか	家庭総合
情報	情報の科学	社会と情報

< 選択履修の教科・科目、単位 >

1. 次の表の各教科・科目は、選択履修するものとする。
2. 専門に関する教科・科目の履修は24単位以内とする。
2. 学校設定に関する教科・科目の履修は20単位以内とする。

教科	科目	履修単位数	
国語	国語表現	3	
	現代文B	4	
	国語入門	2	
地理歴史	日本史B	4	このうち選択必修で選択履修しなかった1科目
	地理B	4	
公民	現代社会	2	このうち選択必修で選択履修しなかった1科目
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学入門	2	
理科	化学基礎	2	
外国語	英語入門	2	
商業	ビジネス基礎	3	
	経済活動と法	3	
教養	国語教養、地歴教養、公民教養	各3	
	数学教養、理科教養、体育教養		
	芸術教養、英語教養、家庭教養		
	情報教養、商業教養		

別表2
面接指導時間数及び添削表指導回数表

教科	科目	単位数	添削指導		面接指導	
			1単位当たり 添削指導回数	添削指導回数	1単位当たり 面接指導時間 数	面接指導時間 数
国語	国語総合	4	3	12	1	4
	国語表現	3	3	9	1	3
	現代文B	4	3	12	1	4
	国語入門	2	3	6	1	2
地理歴史	世界史A	2	3	6	1	2
	日本史B	4	3	12	1	4
	地理B	4	3	12	1	4
公民	現代社会	2	3	6	1	2
	倫理	2	3	6	1	2
	政治・経済	2	3	6	1	2
数学	数学I	3	3	9	1	3
	数学入門	2	3	6	1	2
理科	科学と人間生活	2	3	6	4	8
	化学基礎	2	3	6	4	8
	生物基礎	2	3	6	4	8
保健体育	体育(α)	3	1	3	5	15
	体育(β)	2	1	2	5	10
	体育(γ)	2	1	2	5	10
	保健	2	3	6	1	2
芸術	書道I	2	3	6	4	8
外国語	コミュニケーション英語I	3	3	9	4	12
	英語入門	2	3	6	4	8
家庭	家庭総合	4	2	8	2	8
情報	社会と情報	2	2	4	2	4
商業	ビジネス基礎	3	2	6	2	6
	経済活動と法	3	2	6	2	6
教養 ※学校設 定教科	国語教養	3	2	6	2	6
	地歴教養	3	2	6	2	6
	公民教養	3	2	6	2	6
	数学教養	3	2	6	2	6
	理科教養	3	2	6	2	6
	体育教養	3	2	6	2	6
	芸術教養	3	2	6	2	6
	英語教養	3	2	6	2	6
	家庭教養	3	2	6	2	6
	情報教養	3	2	6	2	6
	商業教養	3	2	6	2	6
総合的な学習の時間		6	1	6	1	6
総合的な探究の時間		6	1	6	1	6

※「総合的な学習の時間」は2018年度入学生までが該当

[技能連携生用]

商業実務コース			家政・調理コース		
			服飾・保育・調理・美容・理容		
教科	科目	単位数	教科	科目	単位数
商業	ビジネス基礎	2～6	家庭	生活産業基礎	2～6
	課題研究	2～10		課題研究	2～10
	総合実践	2～6		生活産業情報	2～6
	ビジネス実務	2～6		消費生活	2～6
	マーケティング	2～6		子どもの発達と保育	2～6
	商品開発	2～6		子ども文化	2～6
	広告と販売促進	2～6		生活と福祉	2～6
	ビジネス経済	2～6		リビングデザイン	2～6
	ビジネス経済応用	2～6		服飾文化	2～6
	経済活動と法	2～6		ファッション造形基礎	2～6
	簿記	2～6		ファッション造形	2～6
	財務会計Ⅰ	2～6		ファッションデザイン	2～6
	財務会計Ⅱ	2～6		服飾手芸	2～6
	原価計算	2～6		フードデザイン	2～6
	管理会計	2～6		食文化	2～6
	情報処理	2～6		調理	2～20
	ビジネス情報	2～6		栄養	2～6
	電子商取引	2～6		食品	2～6
	プログラミング	2～6		食品衛生	2～6
	ビジネス情報管理	2～6		公衆衛生	2～6
	24単位以内選択			24単位以内選択	
			学校設定	学校設定	
			美容	美容関係法規・制度	1～3
				衛生管理	2～6
				美容保健	2～6
				美容物理・化学	2～6
				美容文化論	2～6
				美容技術理論	2～6
				美容運営管理	2～6
				美容実習	2～20
				日本語	1～3
				外国語	1～3
				エステティック技術	2～6
				美容カウンセリング	2～6
				メイクアップ	2～6
				美容総合技術	2～6
				20単位以内選択	
			学校設定	学校設定	
			理容	理容関係法規・制度	1～3
				衛生管理	2～6
				理容保健	2～6
				理容物理・化学	2～6
				理容文化論	2～6
				理容技術理論	2～6
				理容運営管理	2～6
				理容実習	2～20
				日本語	1～3
				外国語	1～3
				エステティック技術	2～6
				理容カウンセリング	2～6
				メイクアップ	2～6
				理容総合技術	2～6
				20単位以内選択	

総合コース			
情報・体育・英語・動物			
教科	科目	単位数	
情報	情報産業と社会	2～6	
	課題研究	2～10	
	情報の表現と管理	2～6	
	情報と問題解決	2～6	
	情報テクノロジー	2～6	
	アルゴリズムとプログラム	2～6	
	ネットワークシステム	2～6	
	データベース	2～6	
	情報システム実習	2～6	
	情報メディア	2～6	
	情報デザイン	2～6	
	表現メディアの編集と表現	2～6	
	情報コンテンツ実習	2～6	
	24単位以内選択		
	体育	スポーツ概論	2～6
スポーツⅠ		2～6	
スポーツⅡ		2～6	
スポーツⅢ		2～6	
スポーツⅣ		2～6	
スポーツⅤ		2～6	
スポーツⅥ		2～6	
スポーツ総合演習		2～6	
24単位以内選択			
英語	総合英語	2～6	
	英語理解	2～6	
	英語表現	2～6	
	異文化理解	2～6	
	時事英語	2～6	
	24単位以内選択		
学校設定	学校設定		
動物	動物基礎行動学	2	
	基礎健康管理学Ⅰ	2	
	基礎健康管理学Ⅱ	2	
	美容実習	8～12	
	愛玩動物飼養管理士	2	
	20単位以内選択		

<特別活動 各コース共通>

1. 特別活動には、ホームルーム・学校行事（儀式的行事・文化的行事・体育的行事）があり、毎年別に計画し実施する。
2. 特別活動には、在学期間を通算して30時間以上参加しなければならない。

別表3

入学登録料、授業料、入学金、卒業関係諸費、IDシステム利用料、諸経費、クラス費、施設料

(1) 一般生

入学登録料	授業料
20,000円	1単位につき10,000円
	(注) 1年以内に履修教科・科目が修得を認定されなかったときは、次の1年に限り再履修することができる。

(2) 聴講生

聴講生登録料	授業料
20,000円	1単位につき15,000円
	(注) 1年限りとする。

(3) 技能連携生

入学金	授業料
10,000円	年間 85,000円
(注) 技能連携生は入学検定料を課さず、入学金を課する。	
卒業関係諸費	
5,000円	(注) 3年次生のみ徴収

(4) IDシステム利用料

(1)、(2)ともに	
20,000円	(注) 入学手続き時、1回のみ徴収

(5) 諸経費

(1)のみ	
20,000円	(注) 科目履修登録時、年1回のみ徴収

(6) クラス費・施設料

(1)の希望者のみ	
各期240,000円 施設料 各年度20,000円	ベーシックサポートクラス
各期140,000円 施設料 各年度20,000円	マイスタイルサポートクラス
各期140,000円 施設料 各年度20,000円	ホームサポートクラス

(注) 学期毎にクラス選択をすることができる。

卒業証書様式

	第 号
卒業証書	
校 印	
	氏 名
	生 年 月 日
あなたは本校において高等学校普通科の 課程を修了したことを証します	
令和 年 月 日	
学校法人八洲学園 八洲学園高等学校 学校長 印	

(注) 聴講生には、単位修得証明書を発行するものとする。